

福島県大規模小売店舗立地審議会規則

平成12年5月30日

福島県規則第136号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和29年福島県条例第35号)第3条の規定に基づき、福島県大規模小売店舗立地審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時に、特別委員を置くことができる。

3 審議会の委員及び特別委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員は、その特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、商工労働部産業振興総室商業まちづくり課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成12年6月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に開催される審議会の会議は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、知事が招集する。

附 則（平成14年規則第86号）

この規則は、平成14年4月30日から施行する。

附 則（平成15年規則第54号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第64号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。